

## 令和2年度 常葉大学 第2回FD・SD研修会（全学共通研修会）報告

|      |                                                                                          |       |  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 日 時  | 令和2年6月17日（水）15：10～16：10                                                                  |       |  |
| 場 所  | 常葉大学静岡草薙キャンパス A201 教室、B201 教室<br>静岡瀬名キャンパス 大会議室<br>静岡水落キャンパス 本館 403 教室<br>浜松キャンパス トコハホール |       |  |
| 講演内容 | 「アカデミック・ハラスメントについて」                                                                      |       |  |
| 講 師  | ときわ綜合法律事務所 麻生 絵美 弁護士                                                                     |       |  |
| 出席者数 | 常葉大学静岡草薙キャンパス                                                                            | 185 人 |  |
|      | 静岡瀬名キャンパス                                                                                | 21 人  |  |
|      | 静岡水落キャンパス                                                                                | 70 人  |  |
|      | 浜松キャンパス                                                                                  | 105 人 |  |
|      | 合 計                                                                                      | 381 人 |  |

※出席者数には、オンライン（ZOOM）による視聴者、短大部教職員も含む。

「アカデミック・ハラスメントについて」をテーマに令和2年度第2回FDSD研修会（全学共通研修会）が開催された。

初めに、小田切副学長より今回の講師を務められるときわ綜合法律事務所：麻生絵美弁護士について紹介があった。

続いて、麻生絵美弁護士より資料に沿い下記のとおり説明があった。

1. ハラスメントの歴史
2. キャンパスハラスメント
3. 近時の法改正（パワーハラスメント）
4. アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントについては、その定義や類型が示され、実際にあった事例として、ある教授の学生への指導をめぐり、教授の不法行為責任と大学法人への安全配慮義務違反が認められた判例が取り上げられ、詳細な説明が行われた。

この中で、アカデミック・ハラスメント行為に該当し、違法であるか否かは、その言動がなされた際の文脈や背景事情などを考慮した上で、教授としての合理的、正当な指導や注意等の範囲を逸脱して学生の権利を侵害し、教授の裁量権の範囲を明らかに逸脱、濫用したか否かという観点から判断されるべき、との判断基準が示された。

最後に、どんなハラスメントにおいても対策として一人一人を人格として認めることにつけることが説明された。加害者にありがちな傾向として、ハラスメント行為を行ったことに気付いていない方が多いため、常日頃から自分の行為を振り返り、必要性ある行為だったのかを自分に問いかけを行うこと、また、逆に被害を受けた場合は、録音等を行い上司等と相談することも必要と助言があり、研修会は終了した。